通所介護

令和7年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班 令和7年9月

I. 指定基準

◇人員基準

- (1)介護職員
- ○確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式
- ・利用者 I5 人まで 平均提供時間数(単位ごとに常時 I 名以上確保すること)
- ·利用者 16 人以上

((利用者数 - |5) ÷ 5 + |) × 平均提供時間数

※平均提供時間数=利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

(2)看護職員

- 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携を 図るものとする。
- 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。
- 密接かつ適切な連携とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制 などを確保することである。

◇人員欠如による減算

減算の対象となる職種:介護職員、看護職員

- ①人員欠如の割合が | 割を超える場合 人員基準欠如が生じた月の翌月から解消された月まで
- ②人員欠如の割合が | 割以下である場合 人員基準欠如が生じた月の翌々月から解消された月まで(翌月の末日に人員基準を満たすようになっていれば減算は行われない)
- 介護職員の算定式

当該月に配置された職員の勤務延時間数 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 <0.9 →①

0.9≤ <u>当該月に配置された職員の勤務延時間数</u> 当該月に配置すべき職員の勤務延時間数 <1.0 →② ○ 看護職員の算定式

◇設備基準

- ○食堂及び機能訓練室
 - ・3平方メートルに指定通所介護事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- ○静養室
- ○相談室
 - ・遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- ○事務室
- ※上記の設備は専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用 者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

Ⅱ. 報酬

◇延長加算

- 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合に算定可能。 (補足)延長サービスに係る利用料(介護給付費対象外サービス)
- ・ 運営規程及び重要事項説明書に記載されていること。
- ・ 利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明をした上で同意を得ること。
- ・ 延長加算との二重計上は不可。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)

問 27 所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定することはできるか。

答 27 延長加算は、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、算定できない。

- 問 28 サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどのような人員配 置が必要となるのか。
- 答 28 延長加算は、所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活 上の世話を行った場合等に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を 8 時間 30 分とした場合、延長加算は 8 時間以上 9 時間未満に引き続き、 9 時間以上から算定可能であ る。サービス提供時間終了後に日常生活上の世話をする時間帯(9 時間に到達するまでの 30 分及び 9 時間以降)については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員 を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。
- 問29 延長サービスに係る利用料はどのような場合に徴収できるのか。
- 答 29 通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が 9 時間未満である場合において行われる延長サービスやサービス提供時間が 14 時間以上において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービス提時間が 14 時間未満である場合において行われる延長サービスについて、延長加算にかえて徴収することができる。(同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。)なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。

(参考)延長加算及び延長サービスに係る利用料徴収の例

- ① サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合→8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降 14 時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。
- ② サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合
 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合とし
 て算定し、9時間以降 |4 時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、|4 時間以降 |5 時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徴収する。

◇入浴介助加算

- イ 入浴介助加算(I) 40単位
- 口 入浴介助加算(II) 55単位

厚生労働大臣が定める基準

イ 入浴介助加算(I)

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

- 口 入浴介助加算(Ⅱ)
- (1) イに掲げる基準に適合すること。
- ・医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
- ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画 に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ・上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者 の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉 用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)で、入浴介 助を行うこと。

居宅算定基準留意事項

- ア 入浴介助加算(I)について
- ① 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである(大臣基準告示第 14 号の 3)が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合は、これを含むものとする。
- ② 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものと する。

③ 通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

イ 入浴介助加算(II)について

- ① ア①から③までを準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算(I)」は、「入浴介助加算(II)」に読み替えるものとする。
- ② 入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等(以下(8)において「家族・訪問介護員等」という。)の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下 $\alpha \sim c$ を実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算(II)の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、 $\alpha \sim c$ を実施する。
 - α 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下、「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問(個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。)し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。
 - (※) 当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

b 指定通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した者との連携 の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個 別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。

c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととする。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)

入浴介助加算(I) ①研修内容について

問 60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。

(答)

- 具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入 浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限 るものではない。
- ・ なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、 継続的に研修の機会を確保されたい。

入浴介助加算(Ⅱ) ②情報通信機器等を活用した訪問方法について

問 61 情報通信機器等を活用した訪問する者(介護職員)と評価をする者(医師等)が画面を通して 同時進行で評価及び助言を行わないといけないのか。

(答)

情報通信機器等を活用した訪問や評価方法としては、必ずしも画面を通して同時進行で対応する必要はなく、医師等の指示の下、当該利用者の動作については動画、浴室の環境については写真にするなど、状況に応じて動画・写真等を活用し、医師等に評価してもらう事で要件を満たすこととしている。

入浴介助加算(Ⅱ)

問 62 入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

(答)

・ 利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含

- む。)を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下①~⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。
- ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援 専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指 導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者 の動作を評価する。
- ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。
- ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、 当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。 なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。
- ・ なお、通所リハビリテーションについても同様に取り扱う。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8) (令和3年4月 26 日) 問 | の修正
- 入浴介助加算(II)
- 問 63 入浴介助加算(II)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この「住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者」とはどのような者が想定されるか。

(答)

- 福祉・住環境コーディネーター 2 級以上の者等が想定される。なお、通所リハビリテーションについて も同様に取扱う。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8)(令和3年4月 26 日)問2の修正。

◇生活機能向上連携加算

- (I) 生活機能向上連携加算(I) IOO単位/月
- (2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位/月
- ※個別機能訓練加算を算定している場合(1)は算定せず、(2)は100単位/月を加算する。

○ 外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に算定。

厚生労働大臣が定める基準

イ 生活機能向上連携加算(I)

- (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この号において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又は その家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容 の見直し等を行っていること。

口 生活機能向上連携加算(II)

- (I) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又は その家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容 の見直し等を行っていること。

居宅算定基準留意事項

- ① 生活機能向上連携加算(I)
- イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(10)において同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下この(10)において「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

- ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。
- ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- 二 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を 準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している こと。

ホ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

- ・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者 又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直し や訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ・ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに「回以上、個別機能訓練の進捗状況等に ついて評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」と いう。)に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明していること。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。 ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- へ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。
- ト 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。

② 生活機能向上連携加算(II)

イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーション を実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を<mark>訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</mark>

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及 び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者 又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直し や訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

- ・ 理学療法士等は、3月ごとに I 回以上指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。) や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- ハ ①ハ、二及びへによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

◇個別機能訓練加算

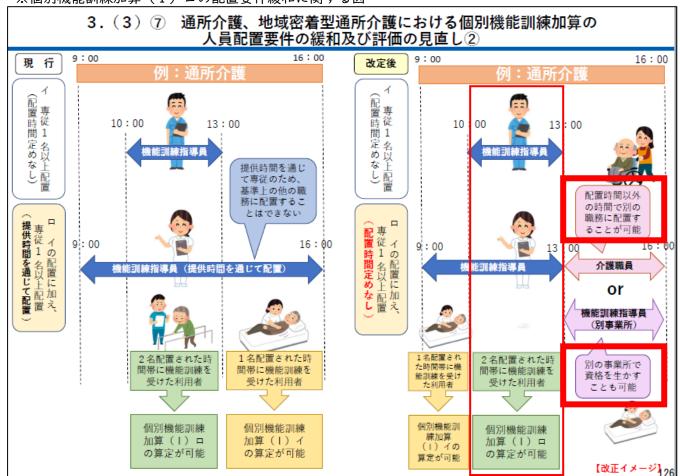
- (I) 個別機能訓練加算(I) イ 56単位/日
- (2) 個別機能訓練加算(I)口 76単位/日
- (3) 個別機能訓練加算(II) 20単位/月

厚生労働大臣が定める基準

- イ 個別機能訓練加算(I)イ
- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等)が共同して、利用者 ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行ってい ること。
- (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後3月ごとに | 回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。

- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- 口 個別機能訓練加算(I)口
- (I) イ(I)の規定により配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等をI名以上配置していること。 ※下記の図参照
- (2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 個別機能訓練加算(II)
- (1) イ(1)から(5)まで又は口(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。
- (2) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

※個別機能訓練加算(I)ロの配置要件緩和に関する図



居宅算定基準留意事項

個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(理学療法士等)を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能(身体機能を含む。以下(II)において同じ。)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものである。

本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨をふまえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が 実施されなければならない。

- ① 個別機能訓練加算(I)イ、個別機能訓練加算(I)ロ
- イ 個別機能訓練加算(I)イを算定する際の人員配置

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を I 名以上配置すること。この場合において、例 えば I 週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等 から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用 者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当 該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

- ロ 個別機能訓練加算(I)口を算定する際の人員配置
- (I)イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置すること。この場合において、例えば | 週間のうち特定の時間だけ、(I)イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を | 名に加え、さらに(I)ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を | 名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している時間はあらかじめ定められ、 利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。

なお、指定通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合に は、当該職務の時間は、指定通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めな い。

ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)口に係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。

個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。

個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。

なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。

ニ 個別機能訓練の実施体制・実施回数

個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)口に係る個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。

訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な I 回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。

また、本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週 | 回以上実施することを目安とする。

ホ 個別機能訓練実施後の対応

個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算(I)口に係る個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに「回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。た

だし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

へ その他

- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成 | 2 年厚生省告示第 27 号)第 | 号に規定する基準のいずれかに該当する場合は、個別機能訓練加算(I) 口を算定することはできない。
- ・個別機能訓練加算(I)イを算定している場合は個別機能訓練加算(I)口を算定することはできない。また個別機能訓練加算(I)口を算定している場合は、個別機能訓練加算(I)イを算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により 実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算(I)イ及び個別機能訓練加算 (I)口を算定することはできない。
- ・ 個別機能訓練加算 (I) イ及び個別機能訓練加算 (I) 口の目標設定・個別機能訓練計画の作成方法の詳細を含む事務処理手順例等については、別に定める通知において示すこととする。
- ・ 個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにすること。

② 個別機能訓練加算(II) について

厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和6年3月15日付け老老発0315第4号)」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(PIan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. I)

- 個別機能訓練加算(I)イ・ロの人員配置要件
- 問 53 個別機能訓練加算(I)イ・ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を I名以上配置することとなっているが、具体的な配置時間の定めはあるのか。

(答)

個別機能訓練加算(I)イ・口に係る機能訓練指導員については、具体的な配置時間の定めはないが、 当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に主体的に関与するとともに、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該機能訓練指導員は専従で配置することが必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。

- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月 26 日) 問 48 の修正。
- 個別機能訓練加算 (I) 口の人員配置要件
- 問 54 個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することとなっているため、合計で同時に 2名以上の理学療法士等を配置する必要があるということか。 (答)

貴見のとおり。

- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)(令和3年3月 26 日) 問 49 の修正
- 個別機能訓練加算(I)イ及び口の人員配置要件
- 問 55 個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することとなっているが、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(I)口に代えて個別機能訓練加算(I)イを算定してもよいか。

(答)

差し支えない。ただし、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を I 名以上配置しているのみの場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を I 名以上配置している場合では、個別機能訓練の実施体制に差が生じるものであることから、営業日ごとの理学療法士等の配置体制について、利用者にあらかじめ説明しておく必要がある。

- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月 26 日) 問 50 の修正。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月 26 日) 問 51 は削除する。

- 個別機能訓練加算 (I) 口の人員配置要件
- 問 56 個別機能訓練加算(I)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することとなっている。また個別機能訓練加算(I)口においては、個別機能訓練加算(I) イの要件である、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することとなっているが、これらの理学療法士等は病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。

(答)

- 個別機能訓練加算(I)イ及び口については、いずれの場合も、当該加算を算定する事業所に理学療法士 等を配置する必要があることから、事業所以外の機関との連携により確保することは認められない。
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月 26 日)問 52 の修正。
- 個別機能訓練加算 (I) 口の人員配置要件
- 問 57 個別機能訓練加算(I)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置することとなっているが、個別機能訓練加算(I)口は、この要件に基づき、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。

(答)

貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から 17 時である通所介護等事業所において、

- 9時から 12時:専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1名配置
- 10時から 13 時: 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名配置した場合、10 時から 12 時までに当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者に対してのみ、個別機能訓練加算(I)口を算定することができる。(9時から 10 時、12 時から 13 時に当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者については、個別機能訓練加算(I)イを算定することができる。)
- ※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)(令和3年3月 26 日)問 53 の修正。
- 機能訓練指導員が専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼務した場合の個別機能訓練加算(I)イ又は口の算定
- 問 58 個別機能訓練加算(I)イ又は口においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるが、通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所)において配置が義務づけられている機能訓練指導員に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置する必要があるのか。

(答)

・機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに | 以上とされている。この基準により配置された機能訓練指導員が「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等」である場合は、個別機能訓練加算(I)の算定要件の一つである「専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を | 名以上配置」を満たすものとして差し支えない。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日) 問55の修正。

◇ADL 維持等加算

- イ ADL維持等加算(I) 30単位/月
- 口 ADL維持等加算(II) 60単位/月

厚生労働大臣が定める基準

イ ADL維持等加算(I)

- (I) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。)が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。)の総数がIO以上であること。
- (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下「評価対象利用開始月」という。)と、 当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利 用があった最終の月)においてADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」という。) を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
- (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が I 以上であること。
- ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること。
- (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。

居宅算定基準留意事項

- (I) ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。
- (2) 大臣基準告示第 16 号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイ

クル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、 適宜活用されるものである。

(3) 大臣基準告示第 16 号の2イ(3)及び口(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

 A D L 値が 0 以上 25 以下
 I

 A D L 値が 30 以上 50 以下
 I

 A D L 値が 55 以上 75 以下
 2

 A D L 値が 80 以上 100 以下
 3

- (4) ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、 上位 100 分の 10 に相当する利用者(その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)及び下位 100 分の 10 に相当する利用者(その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下「評価対象利用者」という。)とする。
- (5) 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合は、届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期間とする。
- (6) 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(II)を算定している場合、ADL利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から 12 月に限り算定を継続することができる。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.)

ADL 維持等加算について

問 176 ADL 維持等加算(II)について、ADL 利得が「2以上」から「3以上」へ見直されることとなったが、令和6年3月以前に評価対象期間の届出を行っている場合であっても、ADL 維持等加算(II)の算定には ADL 利得3以上である必要があるか。

(答)

令和 5 年 4 月以降が評価対象期間の始期となっている場合は、ADL 利得が 3 以上の場合に、ADL 維持等加算(II)を算定することができる。

◇栄養アセスメント加算

50単位/月

- 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合に所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を | 名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注 I 6 において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。(定員超過利用・ 人員基準欠如に該当していないこと。)

居宅算定基準留意事項

- ① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を | 名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を | 名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養アセスメントについては、3月に | 回以上、イから二までに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、 | 月毎に測定すること。
 - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 - ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂 食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。
 - ハ イ及び口の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の 課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。
 - 二 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を 行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。

- ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。
- ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(PIan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、 適官活用されるものである。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol. IO)

- 問 I 利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのか。
- 答 I 利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合は、栄養アセスメントを行う事業所について、 ①サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、 ②介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定することとし、 原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。

◇栄養改善加算

200単位/回(月2回を限度)

- ※ 事務処理手順例及び様式例:「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 (令和3年3月16日通知)
- 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認

められる利用者については引き続き算定することができる

- イ 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所、医療機関又は栄養ケア・ステーション)と の連携により、管理栄養士を | 名以上配置して行うものであること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食、嚥下機能 及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養 改善サービス等を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定通所介護事業所であること。

居宅算定基準留意事項

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの ー環として行われることに留意すること。
- ② 当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所(栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を | 名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により、管理栄養士を | 名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。
- イ BMIが 18.5 未満である者
- ロ I~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成 I8 年6月9日老発第 060900 I 号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.(II)の項目が「I」に該当する者
- ハ 血清アルブミン値が 3.5 g/dl 以下である者
- ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者
- ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者
- なお、次のような問題を有する者については、前記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適 官確認されたい。
- ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題(基本チェックリストの口腔機能に関連する(l3)、(l4)、(l5)のいずれか の項目において「Ⅰ」に該当する者などを含む。)
- ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題
- ・ 閉じこもりの問題(基本チェックリストの閉じこもりに関連する
- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる。

- イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
- 口 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。
- ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、 栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。
- 二 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。
- ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。
- へ 指定居宅サービス基準第 105 条において準用する第 19 条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を実施し、栄養改善サービスの提供が必要と判断して当該 加算を算定する場合は、リハビリテーションや口腔に係る評価を踏まえて栄養ケア計画を作成するこ と。
- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)

問 15 外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として 規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を | 名以上配置しているも のに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が | 名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。

- 答 15 入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を | 名以上配置することが求められる施設(例: 100 床以上の介護老人保健施設)において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。
- 問33 それぞれ別の通所介護・通所リハビリテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所で 同時に栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。
- 答 33 御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、 ①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、 I 事業所における請求回数に限度 を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞ れの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。

◇口腔・栄養スクリーニング加算

- イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位/回
- ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位/回
- ※ 事務処理手順例及び様式例:「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に 関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 (令和3年3月16日通知)
- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に 所定単位数に加算する。
- ただし、先に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、先に掲げるその他の加算は算 定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している 場合にあっては算定しない。

厚生労働大臣が定める基準

イ ロ腔・栄養スクリーニング加算(I)

- (I) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

- (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - (一) 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
 - (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は 当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結 果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する 月を除く。)であること。
 - (5)他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。
- ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II)

次のいずれかに適合すること。

- (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
 - (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- (2) 次に掲げるいずれにも適合すること。
 - (一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
 - (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
- (四) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

居宅算定基準留意事項

- ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。
- ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべき ものであること。ただし、大臣基準第 19 号の 2 口に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング 又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(II) を算定することが できる。
- ③ ロ腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に 掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニン グ及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、 栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照されたい。

イ ロ腔スクリーニング

- a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者
- b 入れ歯を使っている者
- c むせやすい者
- ロ 栄養スクリーニング
 - a BMIが 18.5 未満である者
 - b | ~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成 | 18年6月9日老発第060900| 号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストの No. | | の項目が「 | 」に該当する者
 - c 血清アルブミン値が 3.5 g / d | 以下である者
 - d 食事摂取量が不良(75%以下)である者
- ④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを 継続的に実施すること。
- ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養 改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの 提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔 機能向上加算を算定できること。

◇口腔機能向上加算

口腔機能向上加算(I) I50単位/回

口腔機能向上加算(II) I60単位/回

○別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り、1月に2回を限度として所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができる

厚生労働大臣が定める基準

- イ 口腔機能向上加算(I)
- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を | 名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進歩状況を定期的に評価すること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- 口 口腔機能向上加算(II)
- (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

居宅算定基準留意事項

⑧ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(PIan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適 宜活用されるものである。

◇科学的介護推進体制加算

- 40単位/月
- ○次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所 が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合に所定単位数に加算する。
- イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔 (くう)機能、認知症(法第5条の2第 | 項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その 他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

居宅算定基準留意事項

- ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。
- ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。
- ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行 (Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。
 - イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス

計画を作成する (Plan)。

- ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。
- ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。
- 二 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の 更なる向上に努める (Action)。
- ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、 適宜活用されるものである。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.)

問 171 月末よりサービスを利用開始した利用者に係る情報について、収集する時間が十分確保出来ない等のやむを得ない場合については、当該サービスを利用開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という。)の翌々月の 10 日までに提出することとしても差し支えないとあるが、利用開始月の翌月の 10 日までにデータ提出した場合は利用開始月より算定可能か。

(答)

- ・事業所が該当の加算の算定を開始しようとする月の翌月以降の月の最終週よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用開始後に、利用者に係る情報を収集し、サービスの利用を開始した翌月の IO 日までにデータ提出することが困難な場合は、当該利用者に限っては利用開始月の翌々月の IO 日までに提出することとしても差し支えないとしている。
- ・ ただし、加算の算定については LIFE へのデータ提出が要件となっているため、利用開始月の翌月 の 10 日までにデータを提出していない場合は、当該利用者に限り当該月の加算の算定はできない。当 該月の翌々月の 10 日までにデータ提出を行った場合は、当該月の翌月より算定が可能。
- ・ また、本取扱いについては、月末よりサービスを利用開始した場合に、利用開始月の翌月までにデータ提出し、当該月より加算を算定することを妨げるものではない。
- ・ なお、利用開始月の翌月の IO 日までにデータ提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある

問 172 事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月以降の月末にサービス利用開始した利用者がおり、やむを得ず、当該利用者の当該月のデータ提出が困難な場合、当該利用者以外については算定可能か。

(答)

・原則として、事業所の利用者全員のデータ提出が求められている上記の加算について、月末にサービス利用開始した利用者がおり、やむを得ず、当該月の当該利用者に係る情報を LIFE に提出できない場合、その他のサービス利用者についてデータを提出していれば算定できる。

- ・ なお、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。
- ・ ただし、上記の場合や、その他やむを得ない場合(※)を除いて、事業所の利用者全員に係る情報 を提出していない場合は、加算を算定することができない。
- (※) 令和3年度介護報酬改定に関す得るQ&A(Vol.3)(令和3年3月 26 日)問 16 参照。

◇サービス提供体制強化加算

- サービス提供体制強化加算(I) … 22 単位/回
- サービス提供体制強化加算(II) ··· 18 単位/回
- サービス提供体制強化加算(III) ··· 6 単位/回
- 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所の従業者が、利用者に対し指定通所介護を行った場合に所定単位数に加算する。

厚生労働大臣が定める基準

イ サービス提供体制強化加算(I)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。
 - (二) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合 が 100 分の 25 以上であること。
- (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算(II)

次のいずれにも適合すること。

- (I) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が IOO 分の 50 以上であること。
- (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- ハ サービス提供体制強化加算(III)

次のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。
 - (二) 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合

が 100 分の 30 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

サービス提供体制強化加算について

○ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士 【中略】 については、各月の前月の末日時点で資格を取得している 【中略】 者とすること。

- 上記のただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出をしなければならない。
- 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。
- 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。
- 指定通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指 導員として勤務を行う職員を指すものとする。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3)

問 126 「10年以上介護福祉士が30%」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。

答 126

- サービス提供体制強化加算における、勤続 10 年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、
 - 介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が IO 年以上の者の割合を要件 としたものであり、
 - 介護福祉士の資格を取得してから IO 年以上経過していることを求めるものではないこと。
- ・「同一法人等での勤続年数」の考え方について、
 - 同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種(直接 処遇を行う職種に限る。)における勤続年数
 - 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がな

いなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。

(※) 同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。

Point!

- ✓ 前年度に本加算を算定しており、引き続き当該年度も算定する場合、前年度(4月~2月)の職員の割合を 改めて計算し、要件を満たしているか毎年3月上旬までに自己点検を行うこと。その上で、当該加算が算定 できないことが判明した場合や異なる区分の算定を行う場合は、3月15日までに届出を提出すること。
- ✓ 前年度の実績期間が6か月に満たない事業所は、届出日の属する月の前3か月の平均を用いる。この場合には、算定後も直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しているか自己点検する必要がある。例) R7 の 4、5、6 月平均により R7 の7月から算定開始。R7.8 月→5、6、7 月平均にて判断。R7.9 月→6、7、8 月平均にて判断。R7.10 月→7、8、9 月平均にて判断。以降、同様

★加算の届出の際は、以下ホームページを事前にご確認ください。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/taisei/

長崎県 HP > 組織で探す > 福祉保健部 長寿社会課 > 介護保険事業者の諸手続き > 加算・減算の届出

Point!

- ✓ 届出様式は以下のもの。
 - 別紙 2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、別紙 I-I 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (居宅サービス・施設サービス)、別紙 I-2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)
- ✓ 加算によって、届出の際に添付書類が必要なものがあります。添付書類一覧(Excel ファイル)も 掲載しておりますので、ご確認いただき、必要書類をご準備ください。